

仕 様 書

1 件名

東京遞信病院感染性廃棄物収集運搬委託

2 予定数量

200,000 kg

3 履行期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

ただし、2030年3月31日を限度とし、1年ごとの自動更新を予定

4 対象廃棄物

医療行為等に伴い排出された感染の恐れのある廃棄物（感染性廃棄物）

（注射針、ディスポメス、金属屑、プラスチック、ビニール、ガラスビン、缶類、陶磁器類、紙屑、脱脂綿、ガーゼ及びその他の繊維類等）

5 収集保管容器

収集保管用として使用する収集保管容器については、履行開始年月日までに以下の(1)～(3)に基づき準備し、履行期間内を通じて当院に供与すること。

また、供与した収集保管容器等に不具合が生じた際は、委託者、受託者の責の別を問わず、直ちに良好なものと交換すること。

なお、使用する収集保管容器等については、履行開始年月日前に予め見本を提示の上、許可を受けること。

(1) 材質等

医療廃棄物容器登録認定制度合格品で、かつ感染性廃棄物容器評価制度の「良」と同程度の性能を有するものを使用すること。

また、当院で使用するペダル開閉式スタンドと一緒に使用できること。

(2) 表示

医療廃棄物を入れた容器には、厚生省指導通達「感染性廃棄物の適正処理」（衛環第234号(4.8.13)）に基づき、所定の「バイオハザードマーク」を表示すること。

(3) その他

当院が実施する感染性廃棄物容器に関する院内検査等には契約金額の範囲内で可能な限り協力すること。

6 集積収集場所

東京遞信病院診療棟地下1階サービスヤード感染性廃棄物保管庫

7 収集運搬日時

東京遞信病院会計課施設管理係員の要請に基づき指定する日時において、同係員が指

定した者の立ち会いにより収集運搬を行うこと。ただし、別途係員から収集回数の変更及び臨時収集の指示があるときはこれに応じること。

8 計量方法等

係員の指示又は事前に承認を得た方法による。

9 作業内容等

- (1) 当該廃棄物が封入された所定の容器を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令及び行政指導を遵守して適正に収集運搬を行い、途中開閉することなく下記10の処分業者の中間処分施設へ確実に搬入すること。
- (2) その他
別添「収集運搬作業要領」のとおり

10 中間処分施設

- (1) 中間処分業者

住 所 神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目18番地14
名 称 株式会社メディカルパワー

- (2) 中間処分施設

住 所 神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目18番地14
名 称 株式会社メディカルパワー

11 必要許可証等

次の許可証及び証明書等を必要としその写しを事前に提出するとともに、下記(1)及び(2)の許可証等を契約書に添付すること。

なお、当該許可証等の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を通知し変更後の許可証等を委託者に提示するとともに、その写しを契約書に添付する。

(1)「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」

東京都知事及び中間処分施設が所在する道府県知事（当該所在地が政令指定都市の場合は、当該市長）から発行された許可証

(2)「特別管理産業廃棄物収集運搬委託業務の内容及び受託者の事業内容」（別表）

同書に必要事項を記入して契約書に添付する。

(3) 上記10の中間処分業者との同廃棄物の処分委託契約書

12 その他

疑義が生じた場合等不明な事項は、関係法令等に従いその都度、東京通信病院会計課施設管理係監督職員と協議して決定するものとする。

収集運搬作業要領

1 一般事項

- (1) この要領は、収集運搬作業実施方法の大要を示すものであるから、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然付帯の作業は総て係員の指示により委託金額の範囲内で実施すること。
- (2) 同作業に必要な用具、容器及び各種運搬車両等は受託者の負担とする。
- (3) この要領でいう係員とは東京遞信病院会計課施設管理係監督職員をいう。

2 疑義

この作業要領、方法等で疑義を生じたときは係員の指示を受けるものとする。

3 危険予防措置

実施に当たっては、人間、施設及び備品等に対し損害を与えないだけでなく、火災及び収集保管容器の落下防止を心掛けるとともに、作業の安全を確保するよう必要な措置を行うこと。万一損害及び事故が発生した場合は、直ちに措置し係員に報告の上、その指示を受けるものとする。

4 諸官庁届出等

諸官庁への必要な届出、諸手続等がある場合は、この契約の範囲内で代行すること。
また、必要な資料の提供を求められた場合はこれに応じること。

5 記録

同作業終了後は積み残しの有無の確認を行い、必要事項を記載した「受注票」を係員に提出すること。

6 報告等

本件の報告については、廃棄物処理法の規定に従って、電子マニフェストを使用するものとし、受託した廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から3日以内に、電子マニフェストを利用して、日本産業廃棄物処理振興センターに収集運搬が終了した旨を報告するものとする。また、電子マニフェストによる報告とは別に業務完了報告書を作成し、提出するものとする。

7 各施設への立入調査

当該廃棄物の処分が法令等の定めに基づき適正に行われているかを確認するために受託者に対して、収集運搬業者の当該施設等への立入調査（現場確認）を行うとともに、当該業務の状況に係る報告及び関係書類等の提出を求めることができる。

なお、その際には速やかに対応すること。

8 個人情報の保全

- (1) 請負者は、本件受託業務の履行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らし、複製し、又は利用しないこと。
なお、違反して個人情報が漏えいした場合は、直ちに会計課施設管理係へ報告すること。
これにより、当院に損害を与えたときは、請負者はその損害を賠償すること。
- (2) 請負者は、個人情報の適切な管理を行うための管理体制を有すること。
- (3) 請負者は、個人情報の適切な管理を行うとともに、当院から確認を求められたときには、求めに応じること。
- (4) 本項は、本件受託業務終了後においても有効に存続する。

別表

特別管理産業廃棄物収集運搬委託業務の内容及び受託者の事業内容

受託者の所在地							
受託者の名称							
許可情報	排出場所許可番号（東京都）			許可有効期限 年　月　日			
	搬入先許可番号（　市）			許可有効期限 年　月　日			
事業範囲	許可品目：以下のとおり						
	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強酸（有害）	強アルカリ	強アルカリ（有害）	感染性廃棄物
	PCB等	廃石綿等	指定下水汚泥	鉱さい（有害）	燃えがら（有害）	廃油（有害）	汚泥（有害）
	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	ばいじん（有害）	13号廃棄物（有害）	その他（　　）		
(※)都においては平成12年12月末までは「コンクリートの破片等」							
許可の条件：							
許可の更新・変更の状況							
事業内容	廃棄物の種類	契約単価(円/単位)		排出予定数量(単位/日・週・月・年)			
	感染性廃棄物	円/kg		200,000kg/日・週・月・年			
廃棄物収集運搬車両							
必要な情報							
<ul style="list-style-type: none"> ① その産業廃棄物の性状及び荷姿に関するこ ② 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関するこ ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関するこ ④ その他取り扱う際に注意すべきこと 							

